

## 火災保険で自宅の修理をしませんかと勧誘電話が来た



「**火災保険**で古くなった家の**修理**ができます」と、電話があい断ったけれど、**自宅に訪問**してきて、再度勧誘されたが信用できるか、という相談が増えています。

**古くなったことが原因の損害箇所は適用されない**ので修理費用がすべて補てんされるとは限りません。修理契約前に、火災保険の補償内容を確認すること。

また、保険申請のために法外な代行手数料をとられたとの相談も寄せられていますので、注意が必要です。

**トラブルの相談は早めに**

**札幌市消費者センター(728-2121)へご相談ください**